

栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画



令和4(2022)年4月

栃 木 県

栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画 目次

第1章 総則	1
第1 目的	1
第2 用語の定義	1
第2章 栃木県大隊等の編成	1
第3 県内ブロック	1
第4 連絡体制等	2
第5 情報共有	2
第6 栃木県大隊等の編成	3
第7 栃木県大隊を編成する期間	4
第8 指揮体制等	4
第3章 栃木県大隊等の出動	5
第9 地震時等の出動等に係る取決め	5
第10 栃木県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備	5
第11 出動基準及び集結場所等	6
第12 栃木県大隊及び統合機動部隊の出動	6
第13 その他の部隊の出動	7
第14 国家的な非常災害における出動	8
第15 栃木県大隊等の出動隊数等の報告	8
第16 緊急消防援助隊の車両表示	9
第17 栃木県大隊等の集結場所の決定、連絡等	9
第18 進出拠点等への進出	9
第19 高速自動車国道等の通行	10
第20 進出拠点到着	10
第21 現地到着	10
第4章 現場活動	11
第22 栃木県大隊本部の設置	11
第23 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置	11
第24 統括大隊長に関する事	12
第25 活動時における無線通信運用及び情報収集	12
第26 日報	12
第5章 後方支援活動	13
第27 後方支援本部の設置	13
第28 後方支援中隊の任務等	13
第29 後方支援体制	13

第 30 相互協力	14
第 6 章 活動終了	14
第 31 栃木県大隊等の引揚げ	14
第 32 帰署（所）報告	14
第 7 章 活動報告等	14
第 33 活動結果報告	14
第 34 高速自動車国道等の通行に係る報告	15
第 8 章 その他	15
第 35 航空部隊の応援等	15
第 36 医師等との連携	15
第 37 消防本部等における事前準備	15
資料等	
別表第 1 用語の定義	16
別表第 2 栃木県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡	19
別表第 3 関係機関連絡先	20
別表第 4 栃木県の登録隊	24
別表第 5 栃木県大隊の標準的な隊編成【地震】	25
別表第 6 栃木県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】	29
別表第 7 栃木県統合機動部隊の編成	33
別表第 8 宇都宮市消防局 NBC 災害即応部隊の編成	34
別表第 9 栃木県土砂・風水害機動支援部隊の編成	35
別表第 10 地震等の出動等に係る取決め	36
別表第 11 栃木県大隊の出動対象都道府県一覧	37
別表第 12 栃木県大隊無線通信運用体制	38
無線運用イメージ図	39
別紙第 1 栃木県大隊指揮体制	40
別紙第 2 公務従事車両証明書	41
別紙第 3 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告	42
別記様式 1 栃木県緊急消防援助隊集結連絡	43
別記様式 2 統合機動部隊の被災地被害状況等報告	44
別記様式 3 栃木県緊急消防援助隊の出動報告	47
運用要綱別記様式 1 緊急消防援助隊連絡体制	49
運用要綱別記様式 2 緊急消防援助隊活動報告（日報）	50
要請要綱別記様式 2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告（都道府県大隊用）	51
要請要綱別記様式 2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告（部隊用）	52
要請要綱別記様式 3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示	53

要請要綱別記様式 3 - 4	緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）（A-1）	54
要請要綱別記様式 3 - 4	緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）（A-2）	55
要請要綱別記様式 5	緊急消防援助隊活動報告書	56

栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、栃木県大隊、栃木県統合機動部隊、宇都宮市消防局NBC災害即応部隊、栃木県土砂・風水害機動支援部隊（以下「栃木県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、栃木県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- 2 代表消防機関は、宇都宮市消防局とする。
- 3 代表消防機関代行は、次の消防本部とする。

適応順序	消防本部名
1	小山市消防本部
2	那須地区消防本部

- 4 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 栃木県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 栃木県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、栃木県広域消防応援等計画で定めるブロック分けを準用するものとする。

- 2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 出動に係る連絡及び調整
 - (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
 - (3) その他必要な事項

3 ブロック及び幹事消防本部、幹事消防本部代行は、次のとおりとする。

ブロック	幹事消防本部	ブロック内消防本部 (○…幹事消防本部代行)
中央	宇都宮市消防局	—
南東	小山市消防本部	○石橋地区消防組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部
北東	那須地区消防本部	○塩谷広域行政組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部
南西	足利市消防本部	○佐野市消防本部 栃木市消防本部
北西	日光市消防本部	○鹿沼市消防本部

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- (3) 栃木県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、幹事消防本部を経由して行うものとする。
- (4) 各消防本部から栃木県に対して連絡を行う場合は、原則として幹事消防本部、代表消防機関を経由して行うものとする。
- (5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、県内共通波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(情報共有)

第5 消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）、指揮支援本部、指揮本部及び緊急消防援助隊との情報共有における緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等の使用について、栃木県大隊等及び後方支援本部は積極的に活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

また、各消防本部は積極的に閲覧し緊急消防援助隊の活動、道路情報及び給油情報等について必要な情報共有を図るものとする。

2 支援情報共有ツールの使用について、緊急消防援助隊の活動等に関する情報の内、消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び緊急消防援助隊と情報共有の必要があるものに関しては、「情報が属する都道府県等」で被災地が属する都道府県を選択し入力す

るものとする。

また、栃木県大隊等、後方支援本部及び県内各消防本部で情報共有するものに関しては「情報が属する都道府県等」で「栃木県」を選択し入力するものとする。

(栃木県大隊等の編成)

第6 栃木県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における栃木県統合機動部隊及び栃木県大隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における栃木県統合機動部隊及び栃木県大隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における栃木県統合機動部隊及び栃木県大隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 指揮隊の選定は代表消防機関と代表消防機関代行の指揮隊から、下表のとおり応援出動の規模により選出するものとする。

応援出動の規模	指揮隊数
大隊が出動又は大隊及び統合機動部隊が出動する場合	2隊以上
統合機動部隊等の部隊のみ出動する場合	1隊

- 6 大隊は、県単位とし、「栃木県大隊」と呼称するものとする。なお、栃木県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。
- 7 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長の階級は原則として消防司令又は消防司令補とし、ブロック単位の場合は幹事消防本部の職員、任務単位の場合は下表の消防本部の職員を充てるものとする。

中隊名等		中隊長等を指定する消防本部
救助中隊		宇都宮市消防局
救急中隊	中隊長	小山市消防本部
	副中隊長	日光市消防本部
消火中隊	中隊長	那須地区消防本部
	副中隊長	足利市消防本部

後方支援中隊	宇都宮市消防局
特殊災害中隊	宇都宮市消防局
特殊装備中隊	足利市消防本部

- (1) 中隊長を指定する消防本部以外で中隊を編成する場合は、代表消防機関が緊急消防援助隊を派遣する消防本部と調整し指定するものとする。
- (2) 被災地において、中隊長が事故等により指揮活動が不能になった場合は、副中隊長または栃木県大隊長の指名する者が中隊長の職を代行するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」を呼称するものとする。なお、小隊長の階級は、原則として消防司令補又は消防士長とする。
- 9 後方支援中隊の編成は、緊急消防援助隊栃木県大隊等後方支援活動要領に基づき編成し、後方支援活動を行うものとする。
- 10 統合機動部隊は、別表第7のとおり編成し、「栃木県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、栃木県統合機動部隊指揮隊は、原則として栃木県大隊指揮隊が兼務し、栃木県統合機動部隊長は、原則として栃木県大隊長が兼務するものとする。
- 11 NBC災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「宇都宮市消防局NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、宇都宮市消防局NBC災害即応部隊長は、宇都宮市消防局の職員を充てるものとする。
- 12 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第9のとおり編成し、「栃木県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、栃木県土砂・風水害機動支援部隊長は、宇都宮市消防局の職員を充てるものとする。

(栃木県大隊を編成する期間)

- 第7 栃木県大隊等を編成する期間は、署（所）等から出発し、帰署（所）及び帰還するまでの間とするものとする。
- 2 出動隊員の派遣期間は原則3日間とし、定期的に隊員の交代を行うものとする。
- 3 後方支援本部は、栃木県及び県内消防本部と調整し、派遣期間を決定するものとする。

(指揮体制等)

- 第8 栃木県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。
- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- 3 栃木県大隊長は、栃木県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、栃木県大隊の活動の指揮を行うものとする。

- 4 栃木県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、栃木県統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、栃木県大隊が後続する場合において、同大隊の到着後は栃木県大隊長として指揮するものとする。
- 5 宇都宮市消防局NBC災害即応部隊長は、宇都宮市消防局NBC災害即応部隊を統括し、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、宇都宮市消防局NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 栃木県土砂・風水害機動支援部隊長は、栃木県土砂・風水害機動支援部隊を統括し、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、栃木県土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 中隊長は、栃木県大隊長又は部隊長の指揮の下に中隊の活動を指揮するものとする。
- 8 小隊長は、中隊長の指揮の下に隊員の活動を管理するものとする。

第3章 栃木県大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

第9 要請要綱別表A-1、A-2及びアクションプランに基づき、地震等の発生後、栃木県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。

(栃木県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

第10 別表第10に定める地震等が発生し、栃木県に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動に伴う出動準備を含む。)を行う対象となっている場合、栃木県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 栃木県は、各消防本部から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、栃木県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊(別表第5)のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、栃木県及び代表消防機関に対して事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から栃木県大隊又は栃木県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、栃木県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 栃木県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第10）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、栃木県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 栃木県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から栃木県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、栃木県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 栃木県は、速やかに代表消防機関と隊の編成を協議し、各消防本部に対して速やかに編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 栃木県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 栃木県は、消防庁から栃木県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

（出動基準及び集結場所等）

第11 栃木県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第11のとおりとする。

（栃木県大隊及び統合機動部隊の出動）

第12 栃木県知事は、長官から要請要綱別記様式第3-1又は同様式3-4により栃木県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

- 2 栃木県及び代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生

後)、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 栃木県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に別表7に定める場所に集結し、出動するものとする。
 - (2) 第一次編成陸上隊は、栃木県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね2時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
 - (3) 第二次編成陸上隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね3時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
 - (4) 後方支援本部は、別表第11に基づき第一次編成陸上隊、第二次編成陸上隊及び特別編成陸上隊の集結場所を決定し、栃木県及び幹事消防本部に対して別記様式1により連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
 - (5) 迅速出動を行う場合、栃木県は、栃木県統合機動部隊及び栃木県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 4 栃木県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に栃木県統合機動部隊と共に出動し、次に掲げる事項について栃木県大隊及び後方支援本部に対し、別記様式2により報告するものとする。
- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (4) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (6) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (7) 宿営場所の設営に関すること。
- 5 栃木県大隊長は、栃木県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講ずるものとする。

(その他の部隊の出動)

- 第13 宇都宮市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により宇都宮市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 2 栃木県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により栃木県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合は、当該部隊を構成する小隊の属する各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指

示を受けた栃木県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第 11 に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊に属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

第 14 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに栃木県に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとし、栃木県は消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 長官から出動の指示があった場合には、第 12 第 3 項に定める出動を行うほか、別表第 5 に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 栃木県及び代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね 24 時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 特別編成陸上隊は、代表消防機関代行の指揮隊長が統括し、活動地域まで参集するものとする。
- 6 各消防本部は、特別編成陸上隊を編成するに当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

(栃木県大隊等の出動隊数等の報告)

第 15 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、栃木県及び後方支援本部に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

- 2 栃木県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。
- 3 各小隊を出動させた消防本部は、出動の都度、次に掲げる事項について、別記様式 3 により幹事消防本部を経由して栃木県及び後方支援本部に対して報告するものとする。
 - (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) 集結ルート
 - (5) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 16 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を、車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

2 前項の車両表示は各消防本部で保管し、出動の際に不足等が発生した場合は適宜調整するものとする。

(栃木県大隊等の集結場所の決定、連絡等)

第 17 後方支援本部は、被災地に応じて集結場所及び集結時間を決定し、電話及び別記様式 1 により栃木県及び幹事消防本部に連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に連絡するものとする。

2 災害の状況等により被災地の属する都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該被災地の属する都道府県または調整本部と調整するものとする。

3 緊急消防援助隊アクションプランが適用される場合は、これらの定めるところによるものとする。

4 集結場所を管内に置く消防本部は後方支援本部から連絡を受けた場合、集結場所責任者を派遣し、車両駐車場の確保、整理等について関係機関と調整を図るものとする。

5 栃木県大隊長、統合機動部隊長、NBC 災害即応部隊長又は土砂・風水害機動支援部隊長（以下「栃木県大隊長等」という。）は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

6 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び栃木県に対して報告するものとする。

7 交通渋滞等の理由で集結時間に遅れる場合は、その旨を後方支援本部に報告し指示を受けるものとする。

8 集結場所に到着した各小隊は、次の事項を確認するものとする。

(1) 栃木県大隊長名、部隊長名及び中隊長名

(2) 栃木県大隊等の編成、車両及び資機材

(3) 進出拠点又は活動地域等までのルート

(4) その他必要な事項

9 栃木県又は後方支援本部は、消防庁から進出拠点について連絡を受けた場合は、速やかに栃木県大隊長及び統合機動部隊長に電話連絡するとともに、栃木県内に対して支援情報共有ツール等を使用して情報を共有するものとする。

(進出拠点等への進出)

第 18 栃木県大隊長等は、進出拠点又は活動地域等に応じた出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 進出拠点への進出は、原則として大隊の隊形を確保し行動するものとする。この場合、先頭の車両と最後部の車両は、常に連絡を取り安全管理に留意するものとする。ただし、

燃料補給等のため一時的に隊列から離れる必要が生じた場合は、栃木県大隊長の指示に従い行動するものとする。

- 3 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 4 栃木県大隊長等又は各中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し進出するものとする。
 - (1) 被災地の被害概要
 - (2) 栃木県大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 栃木県大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 19 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て、別紙第 2 「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、栃木県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(進出拠点到着)

第 20 栃木県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名(又は部隊名。以下同じ。)、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、栃木県大隊長等(NBC災害即応部隊長は除く。)のみが先行して前項の任務を行い、無線等により栃木県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第 21 栃木県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに栃木県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項

について確認するものとする。

- (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 都道府県大隊本部の設置場所
 - (6) 使用無線系統
 - (7) 地理及び水利の状況
 - (8) その他活動上必要な事項
- 2 栃木県大隊長等は、確認した事項について、中隊長、小隊長及び後方支援本部に対し連絡するものとする。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する栃木県大隊が被災地に到着後は、栃木県大隊に帰属し、栃木県大隊長の指揮の下、栃木県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(栃木県大隊本部の設置)

第22 栃木県大隊長は、栃木県大隊長を本部長とする栃木県大隊本部を設置するものとする。

- 2 栃木県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 栃木県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 栃木県大隊長は、被害状況及び栃木県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第23 栃木県大隊長等は、運用要綱第25条第2項に基づき、指揮支援部隊長から指揮支援本部長の指名を受けた場合は、緊急消防援助隊指揮支援本部にて次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地の消防本部、都道府県内消防応援隊ならびに緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。

- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 2 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置される。この場合において、指揮支援本部長は、必要と認めた場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
 - 3 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
 - 4 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
 - 5 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県消防応援隊と緊密に連携するものとする。
 - 6 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。
 - 7 指揮支援部隊長から、栃木県大隊長が指揮支援本部長に指名された場合、当該指揮隊長は、代表消防機関代行の指揮隊長を栃木県大隊長に指名するものとする。

(統括大隊長に関すること)

第 24 指揮支援本部長から、運用要綱第 25 条第 5 項に基づき、栃木県大隊長が統括都道府県大隊長に指名された場合、当該指揮隊長は、他の指揮隊長を栃木県大隊長に指名するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第 25 活動時の無線通信運用体制は、別表第 12 のとおりとする。

- 2 栃木県大隊は、他県大隊通信支援小隊と連携し、通信が途絶した場合の通信の確保を行うとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部へ画像伝送を行うものとする。

(日報)

第 26 栃木県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式 2 により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第27 栃木県大隊等の応援出動が決定された場合は、円滑な後方支援活動を確立するため、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、栃木県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、栃木県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 栃木県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 栃木県大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 栃木県大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する栃木県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 栃木県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (9) 後方支援に係る都道府県との調整
 - (10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第28 後方支援中隊は、栃木県大隊長等の指揮の下、栃木県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(後方支援体制)

第29 後方支援体制については、緊急消防援助隊栃木県大隊等後方支援活動要領に基づき

形成するものとする。

(相互協力)

第 30 栃木県及び各消防本部は、栃木県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第 6 章 活動終了

(栃木県大隊等の引揚げ)

第 31 栃木県大隊長等は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 栃木県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

(1) 栃木県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第 32 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、栃木県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 栃木県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

(活動結果報告)

第 33 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、栃木県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 栃木県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第 34 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部等は、高速道路事業者等から高速自動車国道等の通過状況（公務従事車両証明書の発行番号、車両の番号及び区間）について、提出を求められた場合には、速やかに別紙第 3 により提出するものとする。

第 8 章 その他

(航空部隊の応援等)

第 35 航空部隊に係る応援等については、栃木県緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画に定めるものとする。

(医師等との連携)

第 36 医師等との連携については、次のとおりとする。

- (1) 栃木県大隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。
- (2) 救急活動プロトコル及び特定行為に関する指示要請については、受援側からの特段の指示又は指示体制が指定されるまで本県メディカルコントロール体制に基づき実施するものとする。

(消防本部等における事前準備)

第 37 各消防本部は、栃木県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 栃木県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 21 日消第 292 号）

この計画は、令和元年 8 月 21 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日消第 784 号）

この計画は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）」をいう。	
6	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
7	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
8	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
9	長官	消防庁長官をいう。	
10	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条（7）
11	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2（1）
12	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2（2）
12	ブロック	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
13	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
15	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条（1）
16	集結場所責任者	集結場所を管内に置く消防本部から選出し、集結場所の調整を行う者をいう。	
17	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱第2条（15） 運用要綱第21条（2）
18	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条（6）
19	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
20	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条（1）
21	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条（2）
22	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1（4）
23	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2

24	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条
25	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
26	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
27	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
28	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
29	都道府県大隊長	統合機動部隊と共に被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	
30	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
31	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
32	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
33	土砂・風水害機動支援部隊	土砂風水害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
34	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
35	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
36	国家的な非常災害以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震など全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
35	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
37	第一次編成陸上隊	都道府県大隊が出動する際、統合機動部隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。	
38	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)又は出動準備に時間を要する一部の小隊(後方支援小隊等)により構成される。	

39	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
40	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
41	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条（21）

栃木県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

ブロック名	消防本部名		本部所在地	N T T		衛星通信ネットワーク		E-mailアドレス
				電話	F A X	電話	F A X	
中央ブロック	◎	宇都宮市消防局	宇都宮市大曾2-2-21	028-625-5500	028-625-3001	009-651-02	009-651-01	m119utsunomiya@bz03.plala.or.jp
南東ブロック	○	△ 小山市消防本部	小山市神鳥谷1700-2	0285-39-6660	0285-31-0182	009-654-02	009-654-01	d-tsuushinshirei@city.oyama.lg.jp
		石橋地区消防組合消防本部	下野市下石橋246-1	0285-53-1119	0285-53-6853	009-656-02	009-656-01	shobo-ishibashi@119-ifd.or.jp mail-119@intio.or.jp
		芳賀地区広域行政事務組合消防本部	真岡市荒町107-1	0285-82-0119	0285-80-8789	009-659-02	009-659-01	fdhatuushin-1@hagakouiki.jp
北東ブロック	○	△ 那須地区消防本部	大田原市中田原868-12	0287-28-5111	0287-28-5112	009-657-02	009-657-01	shireika@fire119-nasu.jp
		塩谷広域行政組合消防本部	矢板市富田94-1	0287-40-1119	0287-43-3713	009-664-02	009-664-01	keibou@fire-shioya.jp
		南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市神長880-1	0287-82-2009	0287-83-2006	009-662-02	009-662-01	f_honbu_keibou@minaminasukouiki.jp
南西ブロック		△ 足利市消防本部	足利市大正町863	0284-71-9222	0284-72-9555	009-652-02	009-652-01	tsusin@city.ashikaga.lg.jp
		佐野市消防本部	佐野市富岡町1391	0283-22-4433	0283-21-0119	009-663-02	009-663-01	119.shirei@city.sano.lg.jp
		栃木市消防本部	栃木市平柳町1-34-5	0282-22-0119	0282-23-6562	009-658-02	009-658-01	fd-shirei@city.tochigi.lg.jp
北西ブロック		△ 日光市消防本部	日光市豊田442-1	0288-21-0016	0288-21-2235	009-653-02	009-653-01	sirei-fs@city.nikko.lg.jp
		鹿沼市消防本部	鹿沼市上殿町520-1	0289-63-1141	0289-62-8234	009-661-02	009-661-01	tsushin@city.kanuma.lg.jp

◎ 代表消防機関 ○ 代表消防機関代行 △ブロック幹事消防本部

関係機関連絡先

関係機関名		時間帯	連絡・要請窓口	消防防災電話	消防防災FAX	N T T		衛星通信ネットワーク		
						電話	F A X	電話	F A X	
国	総務省消防庁広域応援室	昼間	広域応援室	90-49013	90-49033	03-5253-7569	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033	
		夜間	宿直室	90-49102	90-49036	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036	
県・代表 (代行) 消防機関	県	栃木県	昼間	消防防災課	09-7501	09-7506	028-623-2132	028-623-2146 028-623-7190	009-500-2132	009-500-2146 009-500-7190
			夜間							
		栃木県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空隊	—	—	028-677-1119	028-677-0775	009-511-03	009-511-01
			夜間	隊長用携帯	—	—	090-1655-8475			
	県代表	宇都宮市消防局（後方支援本部）	昼間	警防課	651-02	651-01	028-625-5500	028-625-3001	009-651-02	009-651-01
			夜間	通信指令課						
	第1代行	小山市消防本部	昼間	消防署(消防・救急業務推進係)	654-02	654-01	0285-39-6659	0285-31-0183	009-654-02	009-654-01
			夜間(休日)	通信指令課						
	第2代行	那須地区消防本部	昼間	北東地区消防指令センター	660-02	660-01	0287-28-5111	0287-28-5112	009-657-02	009-657-01
			夜間							
統括指揮支援部隊指定第1位	東京消防庁	昼間	警防課	9506-71511	—	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704	
		夜間								
統括指揮支援部隊指定第2位	横浜市消防局	昼間	警防部 警防課	—	—	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-713	014-700-10-710	
		夜間	警防部 司令課			045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-740	
指揮支援隊	さいたま市消防局	昼間	警防部警防課	—	—	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-952	
		夜間	警防部指令課指令センター			048-833-5000	048-833-1237	011-704-5898		
	川崎市消防局	昼間	警防部警防課	—	—	044-223-2605	044-223-2619	014-300-21-48441	014-300-21-48499	
		夜間	警防部指令課			044-223-2645	044-223-2654	014-300-21-48633	014-300-30-4	
	相模原市消防局	昼間	警防課	—	—	042-751-9140	042-786-2472	014-557-9211	014-557-9200	
		夜間	指令課			042-751-9111	042-751-9284			
第一次出動都道府県大隊	都道府県	福島県	昼間	消防保安課	07-61	07-60	024-521-7190	024-521-9829	007-201-2629	007-201-5625
			夜間	担当携帯電話			080-6028-8970			
		茨城県	昼間	消防安全課	08-2896	08-2898	029-301-2896	029-301-2887	008-100-2896	008-100-2887
			夜間	防災・危機管理課(宿直担当)			08-2885	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2885
		群馬県	昼間	消防保安課	10-351	10-310	027-226-2250	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-6800
			夜間							
	代表消防機関	福島県代表消防機関 福島市消防本部	昼間	警防課	—	—	024-534-9102	024-534-0310	007-270-02	007-270-10
			夜間	通信指令課			024-534-0119	024-534-0310	007-270-01	007-270-10
		茨城県代表消防機関 水戸市消防局	昼間	消防救助課	—	—	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8450
			夜間							
群馬県代表消防機関 前橋市消防局		昼間	警防課	—	—	027-220-4511	027-220-4527	010-701-1351	010-701-1390	
		夜間	通信指令課			027-220-4500	027-220-4528	010-701-1400	010-701-1490	

出動準備都道府県大隊（アクションプランも含む）	都道府県	北海道	昼間	危機対策課	01-11	01-11	011-204-5009	011-231-4314	001-210-22-578	001-210-22-729
			夜間							
		青森県	昼間	消防保安課	02-221	02-229	017-734-9086	017-722-4867	002-801-810-1-4132	002-801-6021
			夜間							
		岩手県	昼間	消防安全課	03-17	03-40	019-629-5151	019-629-5174	003-111-22-5151	003-111-22-5151
			夜間							
		宮城県	昼間	消防課	04-8-2374	04-8-2378	022-211-2374	022-211-2378	004-220-8-2374	004-220-8-2378
			夜間	防災センター	04-8-2140	04-8-2120	022-211-2140		004-220-8-2140	
		秋田県	昼間	総合防災課	05-11	05-52	018-860-4565	018-824-1190	005-100-100569	005-100-100600
			夜間							
		山形県	昼間	消防救急課	06-511	06-500	023-630-2226	023-633-4711	006-800-1205	006-800-1502
			夜間	宿日直管理室			023-630-2754			
		埼玉県	昼間	消防課	11-6-8171	11-6-8159	048-830-8171	048-830-8159	011-200-6-8171	011-200-6-8159
			夜間	システム管理室	11-6-8111	11-6-8119	048-830-8111	048-830-8119	011-200-6-8111	011-200-6-8119
		千葉県	昼間	防災対策課	500-7320	500-7298	043-223-2175	043-222-1127	012-500-7320	012-500-7298
			夜間		500-7225	500-7110	043-223-2178	043-222-5219		
		東京都（首都直下AP）	昼間	防災管理課	13-70671	13-70023	03-5388-2457	03-5388-1270	013-100-70671	013-100-70013
			夜間	夜間防災連絡室	13-70349	13-70023	03-5388-2459	03-5388-1958	013-100-70349	013-100-70023
	神奈川県	昼間	消防保安課	14-9722	14-9734	045-210-3436	045-210-8829	014-400-9305	014-400-9293	
		夜間	くらし安全防災局指令情報室			045-210-3456	045-201-6409	014-400-9313	014-400-9889	
	新潟県	昼間	消防課	15-11	15-11	025-282-1664	025-282-1667	015-401-20-6442	015-401-20-6497	
		夜間	警備員室			025-285-5511				
	山梨県	昼間	防災局消防保安課	19-2538	19-2529	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519	
		夜間	防災局消防保安課（県庁宿直経由）				055-223-1858		019-200-2535	
	長野県	昼間	消防課	20-211	20-241	026-235-7182	026-233-4332	020-231-5205	020-231-8739	
		夜間								
	静岡県	昼間	危機管理局消防保安課	22-32	22-26	054-221-2074	054-221-3327	022-100-2073	022-100-6250	
		夜間		22-21		054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072		
	都道府県	愛知県（南海AP）	昼間	消防保安課	23-2539	23-4613	052-954-6141	052-954-6913	600-2539	600-4613
			夜間	宿日直室	23-5250	23-4695	052-954-6844	052-954-6995	600-5250	600-4695
		和歌山県（南海AP）	昼間	災害対策課	30-82262	30-499	073-441-2262	073-422-7652	030-300-82262	030-300-499
			夜間	防災宿直			073-441-3300	073-431-5776	030-300-83300	
		高知県（南海AP）	昼間	消防政策課	39-11	39-11	088-823-9318	088-823-9253	039-8001-9318	039-8001-9253
夜間			危機管理当直室	088-823-9699			088-823-9253			
代表消防機関	札幌市消防局	昼間	消防救助課	—	—	011-215-2060	011-271-0610	001-235-3-2060	001-235-4-3070	
		夜間	指令課			011-215-2080	011-261-9119	001-235-3-2080	001-235-4-3080	
	青森県代表消防機関	昼間	警防課	—	—	017-775-0854	017-775-1444	022-801-9012	—	
	青森地域広域事務組合消防本部	夜間	通信指令課			017-775-0851	017-775-1444			
	岩手県代表消防機関	昼間	警防課	—	—	019-626-7402	019-651-9916	003-414-1	003-414-9	
	盛岡地区広域消防組合消防本部	夜間	通信指令課			019-622-0119	019-626-4016	003-414-2		

出動準備都道府県大隊（アクションプランも含む）	代表消防機関	宮城県代表消防機関 仙台市消防局	昼間	警防課	—	—	022-234-1111	022-234-4280	004-621-2320	004-621-2319
			夜間	指令課				022-234-2364	004-621-2350	004-621-2339
		秋田県代表消防機関 秋田市消防本部	昼間	警防課	—	—	018-823-4243	018-823-9006	005-201-470	005-201-340
			夜間	指令課						
		山形県代表消防機関 山形市消防本部	昼間	警防課	—	—	023-634-1197	023-631-7320	006-744-901	006-744-950
			夜間	通信指令課						
		さいたま市消防局	昼間	警防課	—	—	048-833-7944	048-833-7201	011-704-5512	011-704-5095
			夜間	指令課						
		千葉県代表消防機関 千葉市消防局	昼間	警防課	101-800-3111	101-800-3109	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109
			夜間	指令課	101-800-3690	101-800-3669	043-223-1831	043-202-1678		
		東京消防庁	昼間	警防課	9506-71511	—	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704
			夜間							
		神奈川県代表消防機関 横浜市消防局	昼間	警防部 警防課	—	—	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-713	014-700-10-710
			夜間	警防部 司令課						
		新潟県代表消防機関 新潟市消防局	昼間	警防課	—	—	025-288-3250	025-288-3255	015-492-2053	015-492-2049
			夜間	指令課						
		山梨県代表消防機関 甲府地区広域行政事務組合消防本部	昼間	警防課	9-220-1-036	9-220--2-036	055-222-1269	055-222-7583	019-213	019-213
			夜間	指令課						
		長野県代表消防機関 長野市消防局	昼間	警防課	—	—	026-227-8002	026-226-8461	020-202-8-120	020-202-76
			夜間	通信指令課						
		静岡県代表消防機関 静岡市消防局	昼間	警防部警防課	—	—	054-280-0162	054-280-0168	022-176-6010	022-176-6080
			夜間	警防部指令課						
		愛知県代表消防機関 名古屋市消防局	昼間	消防部消防課	—	—	052-972-3557	052-951-8463	023-700-6300	023-700-5555
			夜間	指令課						
和歌山県代表消防機関 和歌山市消防局	昼間	警防課	—	—	073-428-0119	073-422-0200	030-210-502	030-210-599		
	夜間									
高知県代表消防機関 高知市消防局	昼間	警防課	—	—	088-871-7502	088-824-5082	039-901-0001	039-901-0002		
	夜間	総合指令課							088-871-7503	088-871-7518
航空小隊	第一次出動航空小隊	北海道	昼間	消防航空隊	—	—	011-782-3233	011-782-3234	001-210-39-898	001-210-39-899
			夜間							
		青森県	昼間	防災航空センター	—	—	017-729-0355	017-729-0377	002-801-810-1-5451	—
			夜間							
		岩手県	昼間	防災航空センター	—	—	0198-26-5251	0198-26-5256	003-592-1	003-592-9
			夜間	航空隊長公用携帯						
		秋田県	昼間	消防防災航空隊	—	—	018-886-8103	018-886-8105	005-100-110511	—
			夜間							
		山形県	昼間	消防防災航空隊	—	—	0237-47-3275	0237-47-3277	006-800-8011	006-800-8013
			夜間	緊急連絡用携帯						
		宮城県	昼間	防災ヘリコプター管理事務所	—	—	0223-24-0741	0223-24-0872	001-010-8816-234-12557	—
			夜間	航空隊長公用携帯					090-6787-6588	

航空小隊	第一次出動航空小隊	東京消防庁	昼間	警防部警防課	—	—	03-3212-2258	03-3213-1476	013-601-9501-3545	013-601-9501-6704
			夜間							
		茨城県	昼間	防災航空室	—	—	029-857-8511	029-857-8501	008-120-8400	008-120-8450
			夜間	防災・危機管理課	08-2885	08-2898	029-301-2885	029-301-2898	008-100-2880	008-100-2898
		埼玉県	昼間	防災航空センター	11-4470-304	—	049-297-7810	049-297-7906	011-701-300	011-701-95
			夜間							
		宮城県	昼間	防災ヘリコプター管理事務所	—	—	0223-24-0741	0223-24-0872	001-010-8816-234-12557	—
			夜間	航空隊長公用携帯			090-6787-6588		001-010-8816-234-12558	
		福島県	昼間	消防防災航空センター	—	—	0247-57-3000	0247-57-3500	007-333-02	007-333-10
			夜間				隊長用携帯			
	群馬県	昼間	防災航空センター	—	—	027-265-0200	027-265-6900	010-360-6300	—	
		夜間	消防保安課	10-351	10-310	027-226-2250	027-221-0158	010-300-1-2250	010-300-6800	
	千葉県	昼間	警防課	101-800-3111	101-800-3109	043-202-1612	043-202-1654	012-101-800-3111	012-101-800-3109	
		夜間	指令課	101-800-3690	101-800-3669	043-223-1831	043-202-1678			
	神奈川県	昼間	警防部 警防課	—	—	045-334-6713	045-334-6710	014-700-10-713	014-700-10-710	
		夜間	警防部 司令課			045-332-1351	045-331-5221	014-700-10-721	014-700-10-740	
	新潟県	昼間	ヘリコプター管理事務所	—	—	025-270-0263	025-270-0265	015-524-10	015-524-40	
		夜間				” (隊長携帯に転送)	—	—	—	
	長野県	昼間	消防防災航空センター	20-88-239-8751	—	0263-85-5511	0263-85-5513	020-554-29	020-554-76	
		夜間								
静岡県 (南海AP)	昼間	消防防災航空隊	—	—	054-261-4483	054-261-4761	022-137-9000	022-137-8001		
	夜間	県庁防災当直			054-221-2072	054-221-3252	022-100-2072	022-100-6250		
山梨県	昼間	消防防災航空隊	19-2538	19-2529	0551-20-3601	0551-20-3603	019-416(417)	—		
	夜間	山梨県庁(宿直室)			055-223-1430	055-223-1858	019-200-2538	019-200-2535		
愛知県 (南海AP)	昼間	名古屋市消防航空隊	—	—	0568-28-0119	0568-28-0721	—	—		
	夜間									
三重県 (南海AP)	昼間	防災対策総務課 防災航空班	8-145-**-11	8-145	059-235-2555	059-235-2557	—	—		
夜間										
徳島県 (南海AP)	昼間	消防防災航空隊	—	—	088-683-4119	088-683-4121	036-211-0-378	—		
	夜間	県本庁舎衛視室			36-2057	088-621-2057	088-624-1063		036-211-2057	
香川県 (南海AP)	昼間	防災航空隊	—	—	087-879-0119	087-879-1400	037-200-433-561	037-200-433-581		
	夜間	危機管理課守衛室			087-831-1111	—	—	—		
愛媛県 (南海AP)	昼間	消防防災航空隊	—	—	089-972-2133	089-972-3655	038-200-5202	038-200-2328		
	夜間	宿直担当			089-941-2160	089-941-2160	038-200-2324	038-200-2328		
高知県 (南海AP)	昼間	消防防災航空センター	—	—	088-864-3890	088-864-3896	—	—		
	夜間	消防防災航空隊公用携帯			090-8972-2272					
宮崎県 (南海AP)	昼間	消防防災航空隊	45-301-16	—	0985-56-0586	0985-56-0597	045-101-301-16	—		
	夜間									
大分県 (南海AP)	昼間	防災航空隊	—	—	0974-34-2192	0974-34-2195	044-200-88-850*1	044-200-89-850		
	夜間									

(アクシヨンプランも含む)
出動準備航空小隊

栃木県大隊の標準的な隊編成【地震】
 (応援先：北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県)

令和4(2022)年4月1日現在

- 国家的な非常災害以外の災害においては、統合機動部隊、第一次編成陸上隊、第二次編成陸上隊が出動するものとする。
- 特別編成陸上隊は、国家的な非常災害において特別に編成を行い、出動するものとする。
- 要請内容や被災地の状況等に応じて、この表に載せていない車両・小隊(特殊装備小隊等)を追加で出動(又は乗換えて出動)させるなど、出動車両を柔軟に変更・調整する。

消防本部長	消防本部名	(兼)都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊		内訳			内訳			内訳			内訳			合計		
						救助小隊	津波・大規模風水害対策車	その他の車両	救急小隊	後方支援小隊	拠点機能形成型車	資機材搬送車	支援車II型	人員輸送車	機動連絡車	支援車IV型	燃料補給車	その他の車両	内訳			
																			(大規模危険物火災等対応小隊)		(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)
統合機動部隊	宇都宮市消防局	1			1	2	(1)	(1)	1	4	(1)		(1)	(1)	(1)						9	
	那須地区消防本部				1				1												2	
	塩谷広域行政組合消防本部					1	(1)														1	
	南那須地区広域行政事務組合消防本部					1	(1)														1	
	日光市消防本部								1												1	
	鹿沼市消防本部					1															1	
小計		1			3	4	(3)	(1)	3	4	(1)		(1)	(1)	(1)						15	
第一次編成陸上隊	南東				1	1	(1)		1												3	
	石橋地区消防組合				1				1										1	(1)	3	
	芳賀地区広域行政事務組合消防本部				1	1	(1)		1												3	
	北東		1																		1	
	塩谷広域行政組合消防本部				1				1												2	
	南那須地区広域行政事務組合消防本部				1																1	
	南西				1	1	(1)		1												3	
	足利市消防本部				1	1	(1)		1												3	
	北西				2																2	
	日光市消防本部																				2	
鹿沼市消防本部					1	(1)														1		
小計			1		10	5	(5)		7										1	(1)	24	
第二次編成陸上隊	南東								1		(1)										1	
	石橋地区消防組合								1	(1)											1	
	芳賀地区広域行政事務組合消防本部								1			(1)									1	
	北東								1	(1)											1	
	塩谷広域行政組合消防本部								1	(1)											1	
	南那須地区広域行政事務組合消防本部								1	(1)											1	
	南西								1	(1)											1	
	足利市消防本部								1	(1)											1	
	北西								1		(1)										1	
	鹿沼市消防本部								1					(1)							1	
小計									11	(3)	(6)		(1)	(1)							11	
大隊合計		1	1		13	9	(8)	(1)	10	15	(4)	(6)	(2)	(1)	(2)				1	(1)	50	
特別編成陸上隊	宇都宮市消防局								1											1	(1)	2
	小山市消防本部		1																			1
	石橋地区消防組合				1																	1
	芳賀地区広域行政事務組合消防本部				1																	1
	那須地区消防本部					1	(1)															1
	塩谷広域行政組合消防本部					1	(1)															1
	南那須地区広域行政事務組合消防本部				1																	1
	足利市消防本部				1																	1
	佐野市消防本部								1	1				(1)								2
	栃木市消防本部				1																	1
	日光市消防本部								1	1					(1)							2
鹿沼市消防本部				1																	1	
特別編成陸上隊 合計		1			6	2	(2)		3	2			(1)	(1)					1	(1)	16	

栃木県大隊の標準的な隊編成【地震】 (応援先：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・静岡県・長野県)

令和4(2022)年4月1日現在

- ・ 国家的な非常災害以外の災害においては、統合機動部隊、第一次編成陸上隊、第二次編成陸上隊が出動するものとする。
- ・ 特別編成陸上隊は、国家的な非常災害において特別に編成を行い、出動するものとする。
- ・ 要請内容や被災地の状況等に応じて、この表に載せていない車両・小隊（特殊装備小隊等）を追加で出動（又は乗換えて出動）させるなど、出動車両を柔軟に変更・調整する。

	消防本部名	(兼)都道府県大隊 指揮隊	都道府県大隊 指揮隊	工業小隊	災害即応部隊 指揮隊	消火小隊	内訳		救助小隊	救急小隊	内訳							通信支援小隊	特殊災害小隊	特殊装備小隊	合計										
							救助工作車	津波・大規模風水害対策車			その他の車両	後方支援小隊	拠点支援車 搬送車	支隊車I型	人員輸送車	機動連絡車	支隊車III型					支隊車IV型	燃料補給車	その他の車両	内訳			内訳			
																									(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)	大規模危険物火災等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊
統合機動部隊	宇都宮市消防局	1			1	2	(1)		(1)	1	4	(1)		(1)	(1)	(1)			9												
統合機動部隊	小山市消防本部									1									1												
統合機動部隊	石橋地区消防組合									1									1												
統合機動部隊	芳賀地区広域行政事務組合消防本部				1														1												
統合機動部隊	足利市消防本部				1														1												
統合機動部隊	栃木市消防本部				1	(1)													1												
統合機動部隊	鹿沼市消防本部				1	(1)													1												
統合機動部隊	小計	1			3	4	(3)	0	(1)	3	4	(1)		(1)	(1)	(1)			15												
第一次編成陸上隊	南東	小山市消防本部	1			1	(1)												2												
	南東	石橋地区消防組合			1												1	(1)	2												
	南東	芳賀地区広域行政事務組合消防本部				1	(1)			1									2												
	北東	那須地区消防本部			1	1	(1)			1									3												
	北東	塩谷広域行政組合消防本部			1	1	(1)			1									3												
	南西	那須地区広域行政事務組合消防本部			1	1	(1)												2												
	南西	足利市消防本部				1	(1)			1									2												
	南西	佐野市消防本部			1					1									2												
	北西	日光市消防本部				2					1									3											
	北西	鹿沼市消防本部			1															1											
第一次編成陸上隊	小計	1			9	6	(6)			7								1	(1)	24											
第二次編成陸上隊	南東	小山市消防本部								1		(1)								1											
	南東	石橋地区消防組合								1	(1)									1											
	南東	芳賀地区広域行政事務組合消防本部								1		(1)								1											
	北東	那須地区消防本部								1	(1)									1											
	北東	塩谷広域行政組合消防本部								1	(1)									1											
	南西	那須地区広域行政事務組合消防本部								1	(1)									1											
	南西	足利市消防本部								1	(1)									1											
	南西	佐野市消防本部								1	(1)									1											
	北西	日光市消防本部								1	(1)									1											
	北西	鹿沼市消防本部								1			(1)							1											
第二次編成陸上隊	小計								11	(3)	(6)	(1)	(1)						11												
大隊合計		1	1		12	10	(9)		(1)	10	15	(4)	(6)	(2)	(1)	(2)			1	(1)	50										
特別編成陸上隊	宇都宮市消防局									1									1	(1)	2										
	小山市消防本部				1																1										
	石橋地区消防組合				1																1										
	芳賀地区広域行政事務組合消防本部				1																1										
	那須地区消防本部	1																			1										
	塩谷広域行政組合消防本部					1	(1)														1										
	南那須地区広域行政事務組合消防本部				1																1										
	足利市消防本部				1																1										
	佐野市消防本部									1	1			(1)							2										
	栃木市消防本部				1																1										
	日光市消防本部									1	1					(1)					2										
	鹿沼市消防本部				1																1										
特別編成陸上隊	合計	1			7	1	(1)		3	2			(1)	(1)				1		(1)	15										

栃木県大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】
(応援先：群馬県)

この表は、標準的な栃木県大隊（風水害）の編成及び携行資機材の割当てであり、要請内容や被災地の状況等に応じて出動車両及び携行資機材を変更・調整する。

消防本部名	(兼)都道府県大隊 指揮隊 統合機動部隊 指揮隊	都道府県大隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳							救助小隊	後方支援小隊	内訳					通信支援小隊	特殊装備小隊	合計			
					救助工作車	津波・大規模風水害対策車	その他の車両	人員輸送車に乗り合わせ △△市消防本部の 人員輸送車に乗り合わせ 〇〇市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の			人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の				人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の	人員輸送車に乗り合わせ ××市消防本部の
宇都宮市消防局	1		1	2	(1)	(1)						1	4	(1)			(1)	(1)	(1)					9
小山市消防本部												1												1
石橋地区消防組合												1												1
足利市消防本部			1																					1
佐野市消防本部			1																					1
栃本市消防本部				1	(1)																			1
鹿沼市消防本部				1	(1)																			1
小計	1		3	4	(2)	(1)						3	4	(1)			(1)	(1)	(1)					15
南東			1	1	(1)																			2
北東				1	(1)							1										(1)		2
南西			1	1	(1)						1													3
北西			1	1	(1)						1													3
小計			1	9	6	(6)					7											(1)		24
南東												1		(1)										1
北東												1	(1)											1
南西												1	(1)											1
北西												1	(1)											1
小計												11	(3)	(6)			(1)	(1)						11
大隊合計	1	1	12	10	(8)	(1)					10	15	(4)	(6)		(2)	(1)	(2)		1	(1)			50

個人装備品	水害・土砂災害資機材共通				水害用資機材 ※1				土砂災害用資機材											
	救命胴衣(要救助者用)	投光器(現場活動用)	発電機(現場活動用)	指揮隊用テント・机等	高機能救命ボート	ボート等	潜水器具一式	水上オートバイ	ゴムボート(手こぎ)	ゴムボート(船外機有)	高度救助用器具一式 ※2	救助用支柱器具等一式	チェーンソー(根切り)	チェーンソー	スコップ	ソングレ棒	てみ	パール	のこぎり	
救命胴衣、胴長靴、ゴム手袋等の個人が装着する装備品は各消防本部で持参	4	5	1		1	1					1	1	5		20	5	5	5	10	
	1	1													1			1		
	1	1										1			2		5	1	1	
	2	2							5			2			5	5	1	1	5	
	1	1										1			2	2		2	1	
	9	10	1		1	1		5			1	1	9		30	12	11	10	17	
	2	2	1									1	3		5			3	5	
	1												4		10	9				
	2	2	1								1	2	1	9			4	2	2	
	2	2	1					1	4		1	1	1	5	5			1		
	1	2						1	5		1	2		5	5			5	5	
	2	2										2		10				3	2	
	1	1						1				1		4				6	1	
	1	1										2		5	5	1	1	5		
	2	2										2		10	10			3	2	
	1	1										1		5		2	1	5		
	15	15	3					2	1	9		1	4	19	2	68	34	7	25	27
								1	2	2		1	1	1	5	5				
	24	25	4					2	5	3		3	6	28	3	103	51	18	35	44

※1 活動が土砂災害に限定される場合、水害用資機材は持参しない。

※2 画像探索機、地中音響探知機、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置等

栃木県統合機動部隊の編成

令和4(2022)年4月1日現在

小隊名 応援先	統合機動部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	通信支援小隊	後方支援小隊	集結場所
北海道、青森 岩手、宮城、秋田 山形、福島、新潟	宇都宮市消防局 (栃木県大隊長兼務)	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	—	宇都宮市消防局 支援車 資機材搬送車 燃料補給車	那須高原 S A 西那須野消防署
		鹿沼市消防本部	塩谷広域行政組合 消防本部	日光市消防本部			
		那須地区消防本部	南那須地区広域行政 事務組合消防本部	那須地区消防本部			
茨城	宇都宮市消防局 (栃木県大隊長兼務)	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	—	宇都宮市消防局 支援車 資機材搬送車 燃料補給車	真岡消防署
		南那須地区広域行政 事務組合消防本部	小山市消防本部	石橋地区消防組合			
		芳賀地区広域行政事 務組合消防本部	栃木市消防本部	小山市消防本部			
群馬	宇都宮市消防局 (栃木県大隊長兼務)	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	—	宇都宮市消防局 支援車 資機材搬送車 燃料補給車	河南消防署 太田強戸 P A
		足利市消防本部	栃木市消防本部	小山市消防本部			
		佐野市消防本部	鹿沼市消防本部	石橋地区消防組合			
埼玉、千葉、東京 神奈川、山梨 静岡、長野	宇都宮市消防局 (栃木県大隊長兼務)	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	宇都宮市消防局	—	宇都宮市消防局 支援車 資機材搬送車 燃料補給車	佐野 S A 小山総合公園駐車場
		足利市消防本部	栃木市消防本部	小山市消防本部			
		芳賀地区広域行政事 務組合消防本部	鹿沼市消防本部	石橋地区消防組合			

※第1次出動都道府県以外で消防庁から指示又は求めがあった場合は、後方支援本部が集結場所を指定する。

※高速道路ルートの場合、後方支援本部は集結場所及び時間を指定し、ネクスコへ連絡する。

※出動先、道路状況などを考慮し、集結場所に集合が困難な消防機関は、後方支援本部と調整する。

※栃木県統合機動部隊のみの活動となる場合には、栃木県及び後方支援本部が協議し、後方支援小隊を増隊する。

宇都宮市消防局NBC災害即応部隊の編成

令和4(2022)年4月1日現在

消防本部名	NBC災害即応部隊指揮隊	検知・救助隊		除染隊			後方支援中隊 (後方支援小隊)		その他必要な車両	
		特殊災害対応自動車	救助工作車	水槽付消防ポンプ 自動車	資機材搬送車		支援車等	燃料補給車	資機材搬送車	
宇都宮市消防局	1		2	1	1		1	1	2	

栃木県土砂・風水害機動支援部隊の編成

令和4(2022)年4月1日現在

応援方面	土砂・風水害機動支援部隊 指揮隊	救助中隊 (救助小隊)		特殊装備中隊 特殊装備小隊		後方支援中隊 (後方支援小隊)			その他必要な車両	
		津波・大規模風水害 対策車	救助工作車	重機及び重機搬送車	水陸両用及び搬送車	支援車等	燃料補給車	資機材搬送車		
東北自動車道を利用し 北進方面へ進出	宇都宮	宇都宮	塩谷	石橋	—	宇都宮	石橋	宇都宮	宇都宮	南那須
北関東自動車道を利用し 西進方面へ進出	宇都宮	宇都宮	足利	石橋	—	宇都宮	石橋	宇都宮	宇都宮	南那須
茨城県	宇都宮	宇都宮	芳賀	石橋	—	宇都宮	石橋	宇都宮	宇都宮	南那須
東北自動車道を利用し 南進方面へ進出	宇都宮	宇都宮	栃木	石橋	—	宇都宮	石橋	宇都宮	宇都宮	南那須

地震等の出動等に係る取決め

地震災害時に出動等の対象となる事象（アクションプラン適用災害は除く。）

災害発生都道府県	隊種別	災害種別							
		地震						大津波警報	
		最大震度7		最大震度6強 (東京都特別区6弱)		最大震度6弱 (政令市5強)			
複数県	1県	複数県	1県	複数県	1県	複数県	1県		
福島、茨城、群馬 (栃木県大隊が第1次出動都道府県大隊となる対象の都道府県)	統合機動部隊	迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		(準備)		(準備)	
	大隊			(準備)		—	—	—	—
北海道、青森、岩手、宮城、秋田 山形、埼玉、千葉、東京、神奈川 新潟、山梨、長野、静岡 (栃木県大隊が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県)	統合機動部隊	迅速出動 ※1	(準備)	迅速出動 ※1	—	(準備)	—	(準備)	—
	大隊			(準備)	—	—	—	—	

※1 地震の震央が海域の場合は、迅速出動は行わず出動準備を行う。

<参考>表の見方（地震災害時に出動等の対象となる事象）

- 地震時の「災害発生都道府県」は、震央が陸域の場合は震央管轄都道府県、震央が海域の場合は最大震度都道府県で読む。
- 地震時の「複数県」・「1県」の判断は、震度6弱（政令市等については震度5強）以上を観測した都道府県の数で行う。
- (例1) 福島県で震度7、埼玉県で震度5強（E県内の政令市：震度5強）を観測 → 最大震度7・複数県 の上段（第1次出動都道府県大隊）の欄を確認する。
- (例2) 埼玉県で震度7、福島県で震度6強を観測 → 最大震度7・複数県 の下段（出動準備都道府県大隊）の欄を確認する。

アクションプラン適用時における応援先都県

アクションプランの種別	応援編成の区分	応援先都県	集結場所	集結場所 担当消防本部	広域進出拠点	進出拠点
<首都直下地震> ・東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合 ・首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合。	被害確認後応援 都道府県大隊 ※2	東京都	みちの駅みかも 県営都市みかも山公園 (南口駐車場)	栃木市消防本部	—	東北自動車道 蓮田SA（下り）
<南海トラフ地震> ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層地域の地名のいずれかに該当し、発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援 都道府県大隊 ※3	中部地方 で被害大 愛知県 近畿地方 で被害大 和歌山県 四国地方 で被害大 高知県 九州地方 で被害大 高知県	みちの駅みかも 県営都市みかも山公園 (南口駐車場)	栃木市消防本部	東名高速道路 足柄SA（下り）	南海トラフAP別表3 に基づき指定された 進出拠点

※2 首都直下地震又は南海トラフ地震が発生した場合、被害確認後に応援対応をする都道府県大隊をいう。

※3 首都直下地震又は南海トラフ地震が発生した場合、即時に応援対応をする都道府県大隊をいう。

栃木県大隊の出動対象都道府県等一覧

出動計画・出動対象災害		区分	応援先都道府県	集結場所	集結場所担当 消防本部
基本計画 (出動準備)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大震度6弱（東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱）の地震災害が発生した場合 ・大津波警報が発表された場合 	第一次出動 の対象となる場合	福島県	那須高原SA 西那須野消防署	那須地区消防本部
			茨城県	真岡消防署	芳賀地区広域行政事務組合消防本部
			群馬県	河南消防署 太田強戸PA	足利市消防本部 —
迅速出動	区分Ⅰ ・最大震度7（東京都特別区は6強以上）の地震災害が発生した場合	出動準備 の対象となる場合	北海道	那須高原SA 西那須野消防署	那須地区消防本部
			青森県	那須高原SA 西那須野消防署	那須地区消防本部
			岩手県	那須高原SA 西那須野消防署	那須地区消防本部
			宮城県	那須高原SA 西那須野消防署	那須地区消防本部
			秋田県	那須高原SA 西那須野消防署	那須地区消防本部
			山形県	那須高原SA 西那須野消防署	那須地区消防本部
	埼玉県		佐野SA 小山総合公園駐車場	佐野市消防本部 小山市消防本部	
	千葉県		佐野SA 小山総合公園駐車場	佐野市消防本部 小山市消防本部	
	東京都		佐野SA 小山総合公園駐車場	佐野市消防本部 小山市消防本部	
	神奈川県		佐野SA 小山総合公園駐車場	佐野市消防本部 小山市消防本部	
	新潟県		那須高原SA 西那須野消防署	那須地区消防本部	
	山梨県		佐野SA 小山総合公園駐車場	佐野市消防本部 小山市消防本部	
	長野県		佐野SA 小山総合公園駐車場	佐野市消防本部 小山市消防本部	
静岡県	佐野SA 小山総合公園駐車場	佐野市消防本部 小山市消防本部			
区分Ⅱ ・最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合					

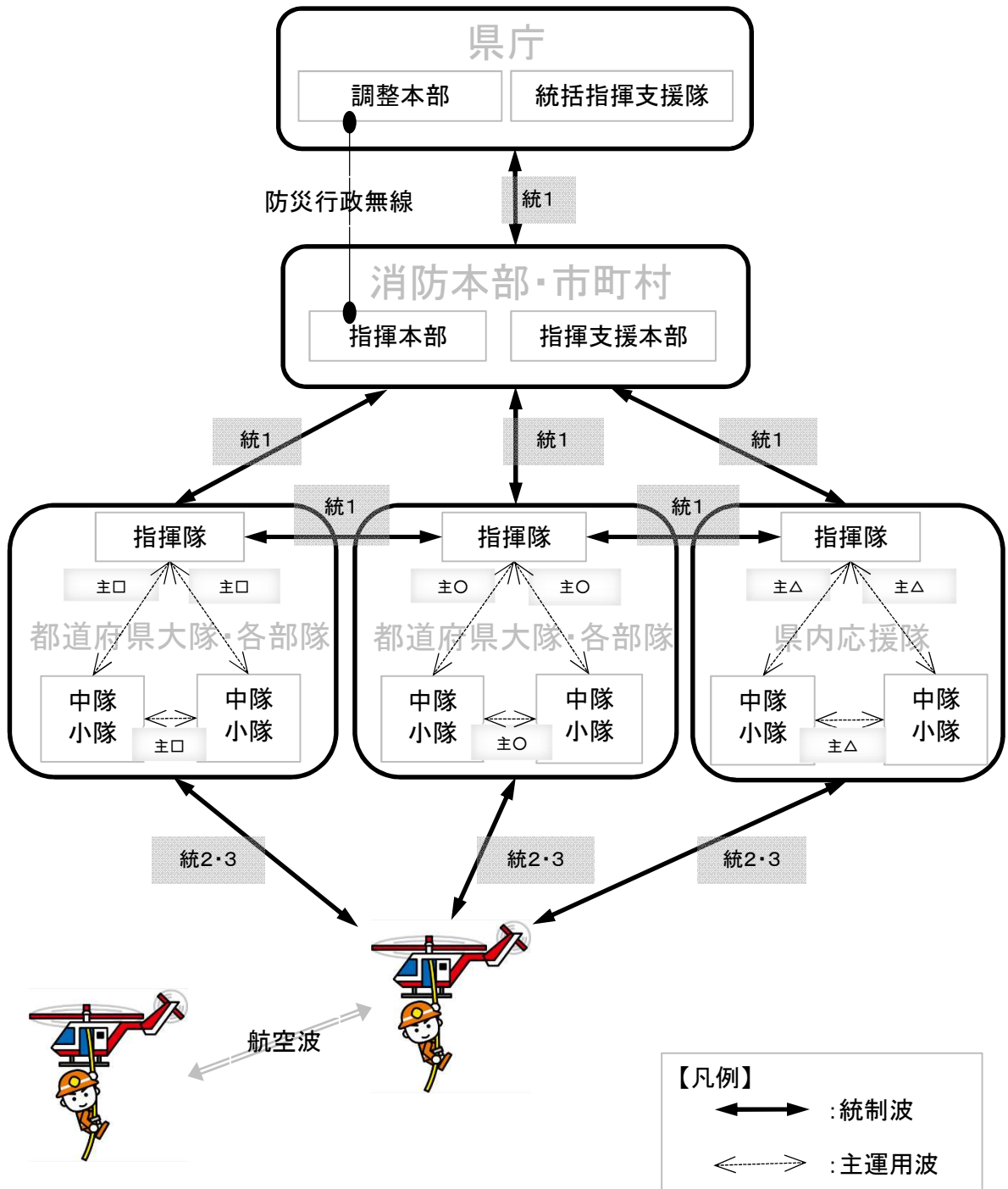
※出動先、道路状況などを考慮し、集結場所に集合が困難な消防機関は、後方支援本部と調整する。

栃木県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 栃木県大隊本部 栃木県各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
栃木県各隊間	主運用波1 ※自都道府県に指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する応援都道府県大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	応援都道府県は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

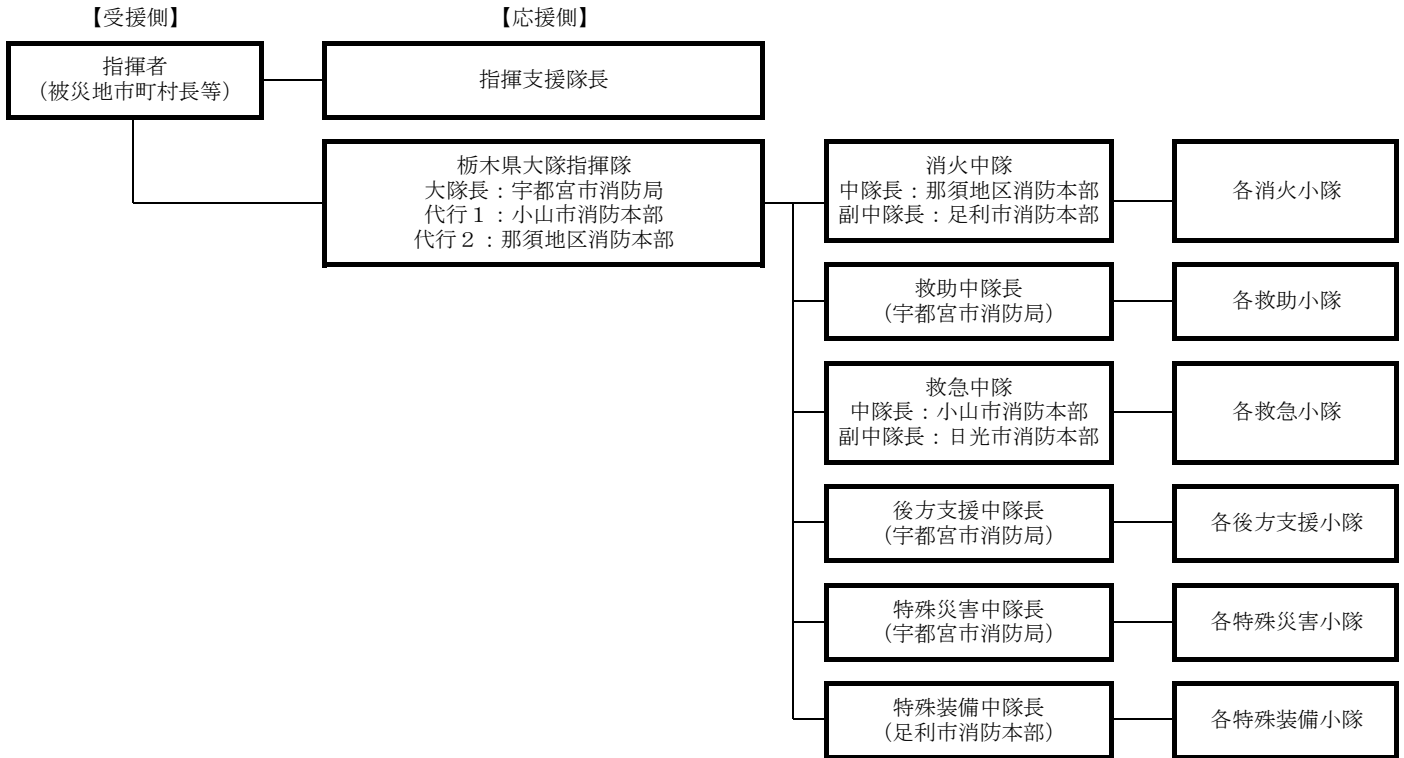
無線運用イメージ図



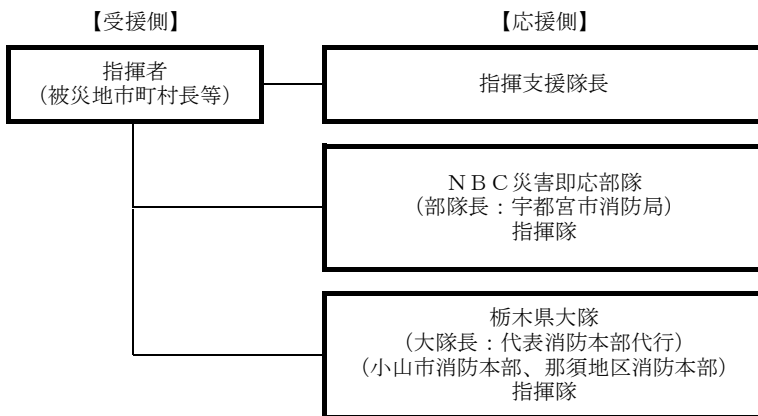
栃木県大隊指揮体制

1 地震等大規模災害

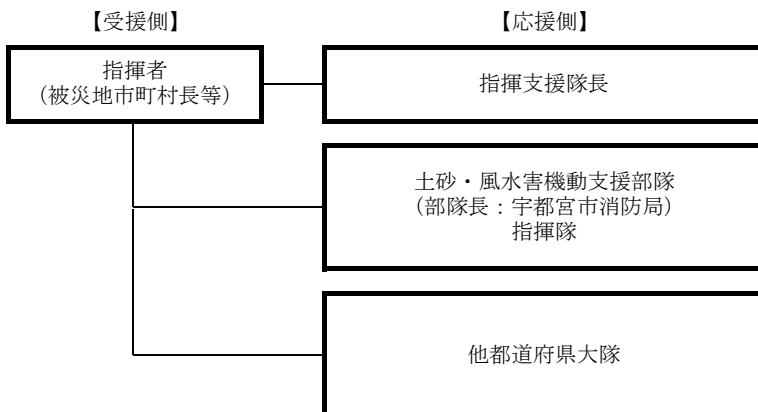
任務別による指揮体制



2 特殊災害（NBC災害による指揮体制）



3 土砂災害又は風水害発生時による指揮体制



公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
道路名及び区間	道路名 ICから ICまで (入口) (出口)
乗車責任者の職、氏名	
車両登録番号	
<p>この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。</p> <p>災害名： _____</p> <p>年 月 日</p> <p>発行者 職氏名 印</p>	

緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告

都道府県名：

消防本部名				}				
消防本部コード								
公務証明書発行番号								
公務証明書発行日								
車両登録番号								
緊急消防援助隊登録部隊種別								
車隊長	階 級							
	氏 名							
通過した 有料道路 Ⅰ	道路名称							
	道路の区分 (※)							
	区 間	IC名 (入口)						
		IC名 (出口)						
	通過月日							
往路・復路の区分								
通過した 有料道路 Ⅱ	道路名称							
	道路の区分 (※)							
	区 間	IC名 (入口)						
		IC名 (出口)						
	通過月日							
往路・復路の区分								
通過した 有料道路 Ⅲ	道路名称							
	道路の区分 (※)							
	区 間	IC名 (入口)						
		IC名 (出口)						
	通過月日							
往路・復路の区分								
通過した 有料道路 Ⅳ	道路名称							
	道路の区分 (※)							
	区 間	IC名 (入口)						
		IC名 (出口)						
	通過月日							
往路・復路の区分								
通過した 有料道路 Ⅴ	道路名称							
	道路の区分 (※)							
	区 間	IC名 (入口)						
		IC名 (出口)						
	通過月日							
往路・復路の区分								
通過した 有料道路 Ⅵ	道路名称							
	道路の区分 (※)							
	区 間	IC名 (入口)						
		IC名 (出口)						
	通過月日							
往路・復路の区分								

(注1: 上表中の「道路の区分」欄には、東日本高速道路株式会社管轄道路は1、中日本高速道路株式会社管轄道路は2、西日本高速道路株式会社管轄道路は3、首都高速道路は4、阪神高速道路は5、本州四国連絡道路は6、指定都市高速道路のうち名古屋高速道路は7、広島高速道路は8、福岡北九州高速道路は9と記入してください。)

(注2: 多くの車両がある場合は、本表を横に拡張してください。)

栃木県緊急消防援助隊集結連絡

年 月 日

各消防機関の長 様

後方支援本部長

緊急消防援助隊の出動に伴う集結場所等の連絡

年 月 日 時 分頃、 都・道・府・県 市・町・村
において発生した 災害

について、本県の緊急消防援助隊の出動の求め（又は指示）が消防庁長官・栃木県知事からありました。
つきましては、下記のとおり参集しますので御配慮願います。

1 集結場所

2 集結時間及び責任者

① 統合機動部隊

: 責任者 _____ TEL _____
年 月 日 時 分

② 第一次編成陸上隊（統合機動部隊を除く活動隊）

: 責任者 _____ TEL _____
年 月 日 時 分 : 別途連絡

③ 第二次編成陸上隊（後方支援隊）

: 責任者 _____ TEL _____
年 月 日 時 分 : 別途連絡

④ 特別編成陸上隊

: 責任者 _____ TEL _____
年 月 日 時 分 : 別途連絡

3 連絡先 後方支援本部 TEL
栃木県大隊長携帯電話 TEL

被災地被害状況等の報告

年 月 日

代行消防機関の長 }
後方支援本部長 } 様

統合機動部隊長

統合機動部隊の被災状況等の情報提供について

栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画第 3 章第 12 に基づき、下記のとおり情報提供いたします。

進出ルート				
道路状況				
給油可能施設	名称		TEL	
	住所			
	名称		TEL	
	住所			
	名称		TEL	
	住所			

被災状況	活動場所			
	災害の種別・状況			
	人的・物的被害			
	任務			
	必要隊			
	その他			
被災地消防本部	本部名		指揮本部 連絡先	
	現場指揮者		連絡先	
通信手段				

<p>初期消火、救助及び救急活動に関すること</p>		
<p>航空消防活動の支援に関すること</p>		
<p>宿営場所</p>	<p>施設名</p>	
	<p>担当消防本部・責任者</p>	
	<p>担当者連絡先</p>	
<p>その他</p>		

栃木県緊急消防援助隊の出動報告

年 月 日

栃木県知事
後方支援本部長 } 様

応援消防機関の長

栃木県緊急消防援助隊出動隊の報告について

栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画第3章第15に基づき、下記のとおり情報提供いたします。

出動部隊名							
派遣隊名		指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方 支援小隊	
派 遣 車 両 等	車 種						
	登 録 番 号						
	無線呼出名称						
	携 帯 電 話						

派遣隊名		指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方 支援小隊	
派遣 隊 員 名 簿 （ 階 級 ・ 氏 名 ）	隊長 (階級、職及び氏名)						
	隊員 (階級、職及び氏名)						
	計	名	名	名	名	名	名
	総計	名					
集結場所 到着予定日時	<p style="text-align: center;">午前</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分頃</p> <p style="text-align: center;">午後</p>						
集結ルート							
その他特記事項 (携行資機材等)							

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地对策本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB) 設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB) 設置場所:

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
	人	人	人	人	人	
宿営場所	名称				所在地	
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~		時 分		
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部				氏名	
	TEL					

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
 出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時	分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	時	分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	()	()	()	()		
消火小隊	()	()	()	()		
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台	
救急小隊	()	()	()	()		
後方支援小隊	()	()	()	()		
通信支援小隊	()	()	()	()		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	()	中型水陸両用車: 台
	()	()	()	()		
	()	()	()	()		

【出動体制、その他特殊な装備品の情報】

高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台

合 計	()	()	()	()	
-----	-----	-----	-----	-----	--

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
 出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 殿
 消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿
 (都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名								
隊の種別	可能隊数	人数	最も早く出動できる時間※2	出動隊数	人数	出動時間※2	備考(内訳)	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		: 頃			:		
	指揮支援隊		: 頃			:		
	航空指揮支援隊※1		: 頃			:		<航空隊名、同時出動可否>
航空部隊	航空後方支援小隊※1		: 頃			:	<機体愛称>	
	航空小隊※1		: 頃			:		
土砂・風水害機動支援部隊	指揮隊		: 頃			:		
	救助小隊						水陸両用バギー: 台	
	特殊装備小隊						重機: 台	
	特殊装備小隊						中型水陸両用車: 台	
	後方支援小隊							
【その他特殊な装備品の情報】								
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台								
合計								
	指揮隊		: 頃			:		
合計								

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること
 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること
 ※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時	分頃
災害発生場所	都道府県		市区町村
災害名			
災害の状況			
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
アクションプラン又は運用計画	適用 () 非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日	時	分

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	応援先 進出拠点
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		応援先 進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 1 区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動	/	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	
II 最大震度6強(東京都特別区は6弱)	迅速出動	/	迅速出動 (統括機動部隊のみが対象)	/		
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	/	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統括機動部隊のみが対象)【出動する隊】	/		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 2 区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)							
	月	日	時	分	月	日	時	分
出動日時※1								
集結場所								
進出拠点到着日時								
進出拠点								
活動開始日時								
活動終了日時								
被災地引揚げ日時								
宿営場所								

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)								
出動日時	月	日	時	分	月	日	時	分
活動開始日時								
活動終了日時								
被災地引揚げ日時								
宿営場所								

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照